

令和8年度被爆二世健康診断実施要領

1 目的

被爆二世(以下「二世」という)の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状にかんがみ、希望者に対して健康診断を実施し、二世の健康管理に資することを目的とする。

2 実施体制

- (1)長崎県が厚生労働省から受託して実施する。(長崎市分を除く)
- (2)健康診断については医療機関に委託して実施する。

3 健康診断の対象者

次に該当するもので、健康診断の受診を希望する者。

- (1)両親またはそのどちらかが原爆被爆者であること。
- (2)長崎被爆にあつては昭和21年6月4日以降に出生した者、広島被爆にあつては昭和21年6月1日以降に出生した者であること。
- (3)長崎県内に居住している者であること。(長崎市内に居住する者については、長崎市が実施する。)

なお、受診希望者が多数の場合は、未受診者、健康異常を訴える者等を優先させることがある。

4 健康診断の内容

- (1)健康診断は、一般検査及び精密検査によって行うものとし、精密検査は、一般検査の結果さらに精密な検査を必要とする者について実施する。

また、受診者全員に対し健康診断の結果を通知するとともに、希望者には受診した医療機関においてカウンセリング等の適切な指導を行う。

- (2)一般検査は、次に掲げる範囲とする。ただし、血液採取を伴う検査については、医師が問診等により必要と認めた場合に行うものとする。

なお、問診の際に受診者の健康状態に対する適切な指導を併せて行うものとする。

ア 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査

イ CRP検査 ウ 血球数計算 エ 血色素検査

オ 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血) カ 血圧測定

キ AST検査法、ALT検査法、 γ -GTP検査法による肝機能検査

ク ヘモグロビンA1c ※キ、クは医師が必要と認めた場合

ケ 多発性骨髄腫(受診者の希望による)

(3)精密検査は、次に掲げる範囲内で医師が必要と認めるものを行うものとする。

- ア 骨髄造血像検査等の血液の検査
- イ 肝臓機能検査等の内臓の検査
- ウ 関節機能検査等の運動器の検査
- エ 眼底検査等の視器の検査
- オ 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査
- カ その他必要な検査

5 実施方法

(1)申込方法

居住地の市町役場(佐世保市は同市保健所)又は管轄県立保健所に備え付けの被爆二世健康診断受診申込書(以下「申込書」という)または、長崎県電子申請システムにより必要事項を記入して申し込む。長崎県庁では、郵便・ファックスでも申込み可。「被爆二世健診受診希望」と明記のうえ、住所、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、年齢、電話番号、次年度以降の受診票やお知らせの郵送を希望するか否かを記入して、

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県原爆被爆者援護課

ファックス番号 095-895-2578 へ申し込む。(令和9年2月12日(金)必着)

(2)申込期間

令和8年4月1日(水)～令和9年2月12日(金)

(3)受診方法

市町又は保健所は申込書及び被爆二世健康診断受診票(以下「受診票」という。)に受付印を押し、受診票を受診希望者に交付する。

長崎県電子申請システムにより申し込んだ者及び次年度以降の受診票の送付を希望する者には、長崎県が受診票を交付する。(ただし、今年度未受診者へは翌年度の受診票は自動送付しない。)受診希望者は、受診の際、受診票を医療機関に提出する。

(4)受診期間

令和8年4月6日(月)～令和9年2月27日(土)

(5)受診回数

実施期間中において、1回のみ受診できるものとする。

6 受診費用

(1)検査に要する費用は無料とする。

(2)受診のための医療機関までの交通費は支給しない。

7 受診者のプライバシーの保護

健康診断の実施に当たっては、受診者等のプライバシーが保護されるよう細心の配慮をする。

8 委託料

厚生労働省が定めた基準単価9,320円(多発性骨髄腫は+1,628円)、に検査人員を乗じて算定した額と、診療報酬点数表によって算出した実支出額を比較して、いずれか少ない方の額とする。

9 被爆二世健康記録簿の配布

被爆二世健康診断の結果等を記録し、自身の健康管理に役立てることを目的とした記録簿を希望者(被爆二世健康診断受診票を交付された者であって配布を希望する者)からの申し出があった場合は長崎県原爆被爆者援護課または居住地の市町役場(佐世保市は同市保健所)及び管轄県立保健所で配布する。